

事 務 連 絡
平成22年12月24日

都道府県及び指定市
災害復旧事業担当課長 殿

国土交通省 河川局
防災課 企画専門官



災害復旧事業における設計変更協議の運用について

災害復旧事業の設計変更については、「災害復旧事業の適正な執行及び成功認定の適正な実施に向けた取り組みについて（平成19年5月9日付防災調整官事務連絡）」及び「災害復旧事業の設計変更協議における運用について（平成22年3月31日付水防企画官事務連絡）」により簡素化に係る運用を行っているところです。

平成22年3月31日付水防企画官事務連絡において試行としていた設計変更協議の簡素化について、「同意単価及び総合単価等に関する実態調査について（平成22年11月18日防災課課長補佐事務連絡）」の設計変更手続きの簡素化の取り組みアンケートの結果を踏まえ、別紙により運用することとしたので、今後はこれにより対応願います。

なお、改良復旧事業は本通知の対象外とします。

また、平成22年3月31日付水防企画官事務連絡については、平成22年12月31日をもって廃止します。

災害復旧事業における設計変更協議の簡素化の運用について

標記について、「同意単価及び総合単価等に関する実態調査について（平成22年11月18日防災課課長補佐事務連絡）」の設計変更手続きの簡素化の取り組みアンケートの結果を踏まえ下記のとおりとする。

（参考）アンケートの主な意見

1）郵送対応案件について

- ①郵送対応について継続要望（多数有り）
- ②増破での設計変更は、机上査定程度の確認が必要であるため、工種にかかわらず打合せを行うべき。
- ③単純な変更内容のものについては全て郵送として欲しい。

2）その他

- ①基本的に必要な資料について明示できないか。
- ②郵送による資料提出をメールとできないか。
- ③改良復旧事業が災害復旧事業の手続きと異なるため通知になじまない。

記

1. 以下の変更協議は郵送で対応可能とする（別添参照）

1）同意単価の変更

国土交通大臣が同意した設計資材単価の1.2倍を超える変更

2）投棄料の追加等の変更

現地発生土等の投棄料（処分費）の計上及び処分地への運搬距離の精査に関連するもので大臣同意が必要な設計変更。

3）合併施行による変更

合併施行による変更のうち、査定時に不採択になったものを申請者の単独費を追加し実施するもの。

4）上の1）～3）以外であって下のいずれにも該当しない変更

- ①ダム本体に係る災害
- ②地すべり災及び地すべりに関係する災害
- ③橋梁災
- ④設計変更の事由が増破に該当するもの。
- ⑤当初決定工事費が4億円以上のもの。
- ⑥当初決定工事費が2千万円を超える工事で、かつ、当初決定工事費に対する増減（単価増減は除く）が30%を超えるもの。

2. 適用

平成23年1月1日以降の協議

3. 提出書類（別添参照）

1) 様式第四（施行規則第9条関係）

総合単価で査定決定したものの設計変更協議は「災害復旧事業の適正な執行及び成功認定の適正な実施に向けた取り組みについて（平成19年5月9日付防災調整官事務連絡）（以下「H19.5.9 事務連絡」）別紙2様式1を参照のこと。

2) 関係図面

平面図、横断図、縦断図、構造図、及びその他の図面については、当該変更の説明に必要な程度のものを添付することをもって足りるものとする。

図面の着色は、変更前は「茶」、変更箇所は「赤」とする。（必要に応じて使用する色の追加可）

3) 査定設計書の写し

設計書の鏡と工事総括表のみとする。

4) 変更の事由を明らかにする写真その他の資料

①原則として設計変更の事由を明確に説明するために必要な程度のものを添付する。

②写真については、増破、状況変化等により変更を生じた部分の拡大写真等、状況が明確に判断できるものを添付する。

5) その他

「H19.5.9 事務連絡」別紙2様式2、別紙2様式3は、当該変更の説明に必要なものを添付する。

4. その他

1) 郵送対応案件でも、詳細な説明が必要と判断される場合等においては、河川局防災課から打合せをお願いすることがあり、また、申請者から打合せを希望してもよい。

2) 打合せ案件でも、単純な変更内容の場合等においては、地区担当と連絡調整の上、郵送対応としてもよい。

3) 郵送対応案件の資料提出は、初回は必ず郵送とし、追加修正資料等については、地区担当と調整の上、メールにより提出してもよい。

別添

災害復旧事業における設計変更協議の運用について(イメージ)

		設計変更内容				
		同意単価の変更	投棄料の追加等の変更	合併施行による変更	増破による変更	その他の変更
事業内容	ダム本体に係る災害	郵送可1)	郵送可2)	郵送可3)	打合せ4)④	打合せ4)①
	地すべり災及び地すべりに関係する災害					打合せ4)②
	橋梁災					打合せ4)③
事業規模	当初決定工事費が4億万円を超えるもの					打合せ4)⑤
	当初決定工事費が2千万円を超える工事で、かつ、増減額が30%を超えるもの					打合せ4)⑥
事業規模・内容	その他もの					郵送可4)

※打合せ(未着色)案件でも、単純な変更内容の場合は、地区担当と連絡調整上、郵送対応としてもよい。

提出書類

	設計変更内容等			
	同意単価の変更	投棄料の追加等の変更	合併施行による変更その他郵送対応案件	打合せを行うもの
区分	郵送可1)	郵送可2)	郵送可3)4)	打合せ
様式第四	○	○	○	○
関係図面	△	△	○	○
査定設計書の写し	○	○	○	○
変更の事由を明らかにする写真その他の資料	×	×	○	○
別紙2様式2	○	△	△	△
別紙2様式3	△	○	△	△

「○」必須書類

「△」必要に応じて適宜添付する書類

「×」不要な書類

※「H19.5.9事務連絡」では、「査定設計書の写し」は提出書類に含まれていないが、審査のため必要であるため、提出することとする。

※「別紙2様式2」及び「別紙2様式3」は「H19.5.9事務連絡」を参照のこと。

※「別紙2様式2」については、「二次製品を除く資材単価の変更」となっているが、「同意単価の変更」の全ての協議に適用する。